

議案第67号

建物等収去土地明渡請求控訴事件に係る訴訟の和解について

平成27年9月29日議決に係る大阪高等裁判所に係争中の大阪高等裁判所平成29年（ネ）第[]号建物等収去土地明渡請求控訴事件（原審：奈良地方裁判所平成28年（ワ）第[]号）について、別紙のとおり和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成29年12月4日提出

天理市長 並 河 健

平成29年（ネ）第 号建物等収去土地明渡請求控訴事件

控 訴 人

被控訴人 天理市

和解条項（案）

1（1） 控訴人は、被控訴人に対し、平成30年3月15日限り、別紙物件目録1記載の各土地（ただし、別紙現況平面図記載の55、K68、n、K59、K67、532、529、S及び55の各点を順次直線で結んだ範囲の土地〔以下「本件土地」という。〕）上に存在する別紙収去対象物件目録記載の各構造物（ただし、同目録記載（8）の構造物並びに目録記載（6）、（7）、（10）及び（11）の構造物のうち地中に埋設されている構造物を除く。以下「本件構造物」という。）を収去して、本件土地を明け渡す。

ただし、本件構造物の収去費用は、控訴人の負担とする。

（2） 控訴人は、前号の規定により本件土地を明け渡したときに、本件土地内に残置した構造物（同目録記載（6）、（7）、（10）及び（11）の構造物のうち地中に埋設されている構造物）及び動産一切については、その所有権を放棄し、被控訴人が自由に処分することに対し、異議を述べない。

2（1） 控訴人は、被控訴人に対し、別紙収去対象物件目録記載（8）の構造物（別紙物件目録2記載の建物〔以下「控訴人建物」という。〕の一部）を収去し、本件土地を明け渡す義務があることを認める。

（2） 被控訴人は、控訴人に対し、控訴人が、将来において、その主要部分が別紙物件目録2記載の土地（以下「控訴人土地」という。）上にある控訴人建物を改築するなど、控訴人建物の現状を変更するときまで、別紙収去対象物件目録記載（8）の構造物の収去を猶予する。

3 控訴人が、第1項（1）の規定による本件土地の明渡しを遅滞したときは、被控訴人に対し、平成30年3月16日から明渡済みまで、1日につき1万円の割合による使用料相当損害金を支払う。

4 被控訴人は、控訴人に対し、控訴人が本件土地を明け渡す際に必要となる、いわゆるライフラインの付け替えの工事等について、必要に応じて、被控訴

人の権限の範囲内において、これに協力することを約束する。

- 5 控訴人は、被控訴人に対し、被控訴人が本件土地及びその周辺において行う道路工事に関し、必要な限度において、控訴人土地に立ち入り、控訴人土地及び控訴人建物の現状確認及び写真撮影等を行うことについて、協力することを約束する。
- 6 被控訴人は、控訴人に対するその余の請求を放棄する。
- 7 控訴人と被控訴人とは、控訴人と被控訴人との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 8 訴訟費用は、第1、2審を通じ各自の負担とする。

以上